

財政健全化判断比率

平成 20 年度 西原町健全化判断比率の報告

財政健全化法による自治体の財政の状況を判断する指標である。健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」を下回っている。

健全化判断比率	平成 20 年度	早期健全化基準	備 考
① 実 質 赤 字 比 率	-	14.61%	※ 実質赤字なし
② 連結実質赤字比率	-	19.61%	※ 連結実質赤字なし
③ 実 質 公 債 費 比 率	10.9%	25.0%	
④ 将 来 負 担 比 率	146.5%	350.0%	

※ ①・②とも黒字で、赤字比率が算定されないため「-」と表示しています。

※ 基準を超えた場合は、「健全化計画」を策定して財政の健全化を図らなければならない。

平成 20 年度 西原町公営企業会計資金不足比率の報告

各公営企業会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業は無いため「経営健全化基準」を下回っている。

会計区分	平成 20 年度	経営健全化基準	備 考
西原町水道事業会計	-	20.0%	※ 資金不足なし
西原町公共下水道事業特別会計	-	20.0%	※ 資金不足なし
西原町土地区画整理事業特別会計	-	20.0%	※ 資金不足なし

※すべての会計とも黒字で資金不足比率が算定されないため「-」と表示しています。

用語解説

【早期健全化基準】

基準を超えた場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

【実質赤字比率】

一般会計等の赤字の程度を指標化して示すものです。

【連結実質赤字比率】

すべての会計における赤字や黒字を合算し、町全体の赤字の程度を指標化して示すものです。

【実質公債費比率】

借金の返済額およびこれに準ずる額の大きさを指標化して示すものです。

【将来負担比率】

地方公共団体の地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等を指標化し、将来財政を圧迫する可能性を示すものです。

【経営健全化基準】

資金不足額が事業規模に占める割合を示すものです。